

令和 8 年  
第 1 回 蕨戸田衛生センター組合議会会議録

目 次

月 日 曜日	議 事	頁
	○会期日程	
	○招集告示	1
	○応招、不応招集	2
2月10日(火)	○議事日程	3
	○出席、欠席議員	4
	○職務のため出席した者	4
	○説明のため出席した者	4
	○開会と開議の宣告	6
	○仮議席の指定	6
	○議長選挙	6
	○議席の指定	7
	○議会運営委員会委員の選任について	7
	○議会運営委員会副委員長の互選結果の報告	7
	○議会運営委員会委員長報告	7
	○会議録署名議員の指名	8
	○会期の決定	8
	○常任委員会委員の選任について	8
	○各常任委員会正副委員長互選結果の報告	8
	○管理者報告	9
	○管理者提出議案の一括上程	11
	◇議案第1号 蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任 の同意について	
	◇議案第2号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例	

- ◇議案第 3 号 蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例
- ◇議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ◇議案第 5 号 蕨戸田衛生センター組合公告式条例の一部を改正する条例
- ◇議案第 6 号 令和 7 年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第 4 号）
- ◇議案第 7 号 令和 8 年度蕨戸田衛生センター組合会計予算

- 管理者提出議案第 1 号の説明、質疑、討論、採決…………… 1 1
- 管理者提出議案第 2 号から議案第 7 号の説明…………… 1 2
- 管理者提出議案第 2 号から議案第 7 号に対する質疑…………… 1 9
- 管理者提出議案第 2 号から議案第 7 号の委員会付託…………… 2 0
- 散会の宣告…………… 2 0

- 2月11日（水）○休 会
- 2月12日（木）○休 会
- 2月13日（金）○休 会
- 2月14日（土）○休 会
- 2月15日（日）○休 会

- 2月16日（月）○議事日程…………… 2 1
- 出席、欠席議員…………… 2 2
- 職務のため出席した者…………… 2 2
- 説明のため出席した者…………… 2 2
- 開議の宣告…………… 2 4
- 議事日程の報告…………… 2 4
- 一般質問…………… 2 4
- 付託事件に対する委員長報告…………… 2 4

◇総務常任委員会委員長 佐藤太信 議員

◇業務常任委員会委員長 比 企 孝 司 議員

○委員長報告に対する質疑	28
○討論、採決	28
○閉会中の継続審査事項の委員会付託	29
○閉会の宣告	30

令和8年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会

会 期 日 程

自 令和8年2月10日

7日間

至 令和8年2月16日

日程	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	議 事 内 容
1	2月10日	火	午後2時00分	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 会</li> <li>○開 議</li> <li>○仮議席の指定</li> <li>○議長選挙</li> <li>○議席の指定</li> <li>○議会運営委員会委員の選任について</li> <li>○継続審査に対する委員長報告</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○会期の決定</li> <li>○常任委員会委員の選任について</li> <li>○管理者報告</li> <li>○管理者提出議案の一括上程</li> <li>○管理者提出議案第1号の説明、 質疑、討論、採決</li> <li>○管理者提出議案第2号から議案 第7号の説明</li> <li>○管理者提出議案第2号から議案 第7号に対する質疑</li> <li>○管理者提出議案第2号から議案 第7号の委員会付託</li> </ul>
			本会議散会后	委 員 会	○付託事件の審査

2	2月11日	水		休 会	
3	2月12日	木		休 会	
4	2月13日	金		休 会	
5	2月14日	土		休 会	
6	2月15日	日		休 会	
7	2月16日	月	午前10時00分	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 議</li> <li>○一般質問</li> <li>○付託事件に対する委員長報告</li> <li>○委員長報告に対する質疑</li> <li>○討論、採決</li> <li>○閉会中の継続審査事項の委員会 付託</li> <li>○閉 会</li> </ul>

蕨戸田組告示第1号

令和8年2月3日

令和8年2月10日、令和8年第1回蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）を蕨戸田衛生センター組合議場に招集する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者 頼 高 英 雄

応招、不応招議員

◇応招議員 20名

1番	宮下奈美	議員	2番	鈴木慎乃助	議員
3番	金丸けんじ	議員	4番	庄野航二	議員
5番	矢嶋聡子	議員	6番	武下涼	議員
7番	大石圭子	議員	8番	古川歩	議員
9番	鈴木智	議員	10番	比企孝司	議員
11番	むとう葉子	議員	12番	宮内そうこ	議員
13番	佐藤太信	議員	14番	小金沢優	議員
15番	三輪なお子	議員	16番	そごう拓也	議員
17番	矢澤青河	議員	18番	斎藤直子	議員
19番	遠藤英樹	議員	20番	酒井いくろう	議員

◇不応招議員 なし

令和 8 年 第 1 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

2 月 1 0 日（火）

令和8年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第1日

令和8年2月10日（火）

議事日程

1. 開 会
2. 開 議
3. 仮議席の指定
4. 議長選挙
5. 議席の指定
6. 議会運営委員会委員の選任について
7. 継続審査に対する委員長報告
  - (1) 議会運営委員長
8. 会議録署名議員の指名
9. 会期の決定
10. 常任委員会委員の選任について
11. 管理者報告
12. 管理者提出議案の一括上程
  - (1) 議案第1号 蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任の同意について
  - (2) 議案第2号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
  - (3) 議案第3号 蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例
  - (4) 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - (5) 議案第5号 蕨戸田衛生センター組合公告式条例の一部を改正する条例
  - (6) 議案第6号 令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第4号）
  - (7) 議案第7号 令和8年度蕨戸田衛生センター組合会計予算
13. 管理者提出議案第1号説明、質疑、討論、採決
14. 管理者提出議案第2号から議案第7号の説明
15. 管理者提出議案第2号から議案第7号に対する質疑
16. 管理者提出議案第2号から議案第7号の委員会付託
17. 散 会

令和8年2月10日(火)

◇出席議員 (19名)

1番	宮下奈美	議員	2番	鈴木慎乃助	議員
3番	金丸けんじ	議員	4番	庄野航二	議員
5番	矢嶋聡子	議員	7番	大石圭子	議員
8番	古川歩	議員	9番	鈴木智	議員
10番	比企孝司	議員	11番	むとう葉子	議員
12番	宮内そうこ	議員	13番	佐藤太信	議員
14番	小金沢優	議員	15番	三輪なお子	議員
16番	そごう拓也	議員	17番	矢澤青河	議員
18番	斎藤直子	議員	19番	遠藤英樹	議員
20番	酒井いくろう	議員			

◇欠席議員 (1名)

6番 武下涼 議員

◇職務のため出席した者

飯田知和 書記長 浅羽慧 書記

◇説明のため出席した者

頼高英雄	管理者	小柴正樹	嘱託
菅原文仁	副管理者	小谷野賢一	嘱託
奥田純子	会計管理者	榎戸晃	嘱託
根津賢治	事務局長	有里友希	嘱託
山本義幸	次長	田熊純也	嘱託
甲斐基樹	総務課長	加藤宏之	嘱託
上嶋拓	施設課長	香林勉	嘱託
		吉野博司	嘱託

細井	高行	嘱	託
寺島	永	嘱	託
柳瀬	毅	嘱	託

令和8年第1回蕨戸田衛生センター組合議会  
定例会会議録第1号

令和8年2月10日(火曜日)

午後 2時00分開会

#### ◎開会と開議の宣告

○古川 歩副議長 それでは、ただいまより、  
令和8年第1回蕨戸田衛生センター組合議  
会定例会を開会いたします。

戸田市議会選出議員の改選に伴い、現在、  
議長が欠員となっておりますので、副議長  
の私が代行させていただきます。

それでは、本日の会議を開きます。

---

#### ◎仮議席の指定

○古川 歩副議長 これより仮議席を指定い  
たします。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定さ  
せていただきます。

---

#### ◎議長選挙

○古川 歩副議長 次に、蕨戸田衛生センタ  
ー組合議会議長選挙を議題といたします。

現在、議長が改選に伴う辞職により欠員  
となっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第  
118条第2項の規定により、指名推選に  
いたしたいと思っておりますが、これにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○古川 歩副議長 ご異議なしと認め、選挙  
の方法については、指名推選といたします。

お諮りいたします。

副議長において、指名いたしたいと思  
いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○古川 歩副議長 ご異議なしと認め、副議  
長において指名させていただきます。

蕨戸田衛生センター組合議会議長に、そ  
ごう拓也議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしましたそごう拓也議  
員を蕨戸田衛生センター組合議会議長選挙  
の当選人と定めることにご異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○古川 歩副議長 ご異議なしと認め、そ  
ごう拓也議員が蕨戸田衛生センター組合  
議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されましたそご  
う拓也議員が議場におられますので、会  
議規則第32条第2項の規定により、本  
席より告知いたします。

新たに議長になりましたそごう拓也議  
員にご挨拶をお願いします。

〔16番 そごう拓也議員 登壇〕

○そごう拓也議長 ご指名いただき、あり  
がとうございます。

蕨、戸田両市のため、しっかりと働い  
てまいります。よろしく願いいたします。

○古川 歩副議長 以上で新議長のご挨拶  
を終わります。

---

#### ◎休憩の宣告

○古川 歩副議長 ここで暫時休憩といた  
します。

午後 2時03分休憩

午後 2時03分再開

#### ◎再開の宣告

○そごう拓也議長 休憩前に引き続き、会  
議を開きます。

### ◎議席の指定

○そごう拓也議長 これより議席の指定を行います。

戸田市議会選出議員において、新たに組合議員となられました議員の議席については、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

- 11番 むとう 葉子 議員
- 12番 宮内 そうこ 議員
- 13番 佐藤 太信 議員
- 14番 小金沢 優 議員
- 15番 三輪 なお子 議員
- 16番 そごう 拓也
- 17番 矢澤 青河 議員
- 18番 斎藤 直子 議員
- 19番 遠藤 英樹 議員
- 20番 酒井 いくろう 議員

以上のとおり議席を指定いたします。

### ◎議会運営委員会委員の選任について

○そごう拓也議長 次に、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

戸田市議会選出議員の改選に伴い、議会運営委員会委員3名が欠員となっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

- 13番 佐藤 太信 議員
- 14番 小金沢 優 議員
- 19番 遠藤 英樹 議員

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○そごう拓也議長 ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました以上の議員を選任いたします。

### ◎休憩の宣告

○そごう拓也議長 ここで暫時休憩いたします。

午後 2時05分休憩

午後 2時11分再開

### ◎再開の宣告

○そごう拓也議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎議会運営委員会副委員長の互選結果の報告

○そごう拓也議長 ここで、議会運営委員会の副委員長互選の結果についてご報告申し上げます。

議会運営委員会副委員長に、

13番 佐藤 太信 議員

が互選されましたので、ご報告申し上げます。

### ◎議会運営委員会委員長報告

○そごう拓也議長 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 10番 比企孝司議員。

〔10番 比企孝司議員 登壇〕

○10番 比企孝司議員 令和8年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会に係る議会運営委員会をただいま開催いたしました。その決定事項についてご報告申し上げます。

お手元に会期日程案及び議事日程をお配りしておりますので、ご参照をお願いします。

最初に、会期日程でございますが、蕨市、戸田市の日程並びに提出議案等を勘案し、本日2月10日から2月16日までの7日

間とすることに決定いたしました。

次に、議事日程であります。審議の結果お配りいたしましたとおりであります。

議案第1号につきましては人事案件でありますので、委員会付託を省略し、先議する。また、本日2月10日の委員会付託後の本会議散会后に議案第2号から議案第5号について総務常任委員会に、議案第6号及び議案第7号の各所管事項について総務、業務両常任委員会に付託し、審議する。

以上のとおり決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○そごう拓也議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、

10番 比 企 孝 司 議員

20番 酒 井 いくろう 議員

を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○そごう拓也議長 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日2月10日から2月16日までの7日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○そごう拓也議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から2月16日までの7日間と決定いたしました。

---

#### ◎常任委員会委員の選任について

○そごう拓也議長 次に、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

戸田市議会選出議員の改選に伴い、常任委員会委員が欠員となっております。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

総務常任委員会委員に、

11番 むとう 葉 子 議員

12番 宮 内 そうこ 議員

13番 佐 藤 太 信 議員

15番 三 輪 なお子 議員

16番 そごう 拓 也

業務常任委員会委員に、

14番 小金沢 優 議員

17番 矢 澤 青 河 議員

18番 斎 藤 直 子 議員

19番 遠 藤 英 樹 議員

20番 酒 井 いくろう 議員

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○そごう拓也議長 ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました以上の議員を選任いたします。

---

#### ◎休憩の宣告

○そごう拓也議長 ここで休憩いたします。

午後 2時16分休憩

午後 2時25分再開

#### ◎再開の宣告

○そごう拓也議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎各常任委員会正副委員長互選結果の報告

○そごう拓也議長 ここで、総務、業務両常任委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告申し上げます。

総務常任委員会委員長に、

13番 佐藤太信 議員

業務常任委員会副委員長に、

17番 矢澤青河 議員

以上のとおりご報告申し上げます。

---

### ◎管理者報告

○そごう拓也議長 次に、管理者の報告を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 皆さん、こんにちは。

本日ここに、令和8年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、今般の戸田市議会において改選が行われ、新たに組合議員に選出されました議員の皆様には、改めて今後のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、今定例会でご審議いただく案件は、人事案1件、条例案4件、予算案2件の計7件であります。

慎重なるご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願い申し上げます。

それでは、前定例会後の主なる事項について、5点のご報告を申し上げます。

1点目は、蕨戸田衛生センター火災に関する調査検証・再発防止対策会議についてご報告申し上げます。

この会議は、火災事故に関する調査検証及び再発防止対策の検討を行うことを目的に、学識経験者、両市の所管課長、当組合事務局長及び課長で構成されており、昨年

8月の第1回目の開催から5回の会議を経て、1月に検証報告書として取りまとめられました。

会議では、火災当時の詳細を調査した結果に基づき、「運転管理体制」、「火災に係る設備の設置及び運用状況」、「初期消火及び通報の対応状況」、「出火原因」、「各種法令等の整合性」の5つの項目により検証が行われ、運転管理や設備、初期消火等の対応、法令等の整合性において、弁護士からの見解も確認し、法的な観点からの問題は認められないとの見解となりました。

また、出火原因においては、消防・警察の調査では原因不明であり、特定されなかったものの、会議では、出火原因となり得る対象物の整理と、現状から原因を推定することといたしました。

検証では、火災当日、直前に処理していたのは不燃ごみであるため、組合に搬入される不燃ごみの中に出火原因となる不適物がどの程度混入しているかを調べる展開調査や、当施設でのこれまでの発煙・発火事例、このたびの火の燃え広がり方、二次電池の特性などから、原因は不燃ごみに混入したりリチウムイオン電池などの二次電池が破碎工程で破損し、発火した可能性が高いとされており。

再発防止策においては、設備面では、監視カメラの増設、複数方式での火災覚知設備の設置、火災覚知システムと連動した自動散水設備の導入など、設備の対応強化をはじめ、受入・選別体制では、二次電池混入防止のための収集区分の見直し及び市民への周知強化、受入れ後の選別強化など、改善が必要とされており。

さらに、運用面では、休憩中も含めた監視体制や火災対応マニュアルの再整備が求

められております。

これらの結果を踏まえ、市民の排出段階から収集・受入段階、また、処理段階と、両市及び関係事業者と連携し、各段階での体制強化を図っていくよう努めてまいります。

なお、これまでの会議の経過につきましては、組合ホームページに公開しております。また、2月16日に開催をお願いいたしました議会全員協議会において、検証報告書の内容についてご説明させていただきたいと存じます。

2点目は、火災に伴う経過についてご報告申し上げます。

まず、組合に搬入されました可燃ごみ、粗大ごみ及び不燃ごみは、火災発生から引き続き近隣自治体、民間事業者へ委託し、処理を行っております。ごみが多く排出される年末年始においても滞りなく処理することができ、ご協力いただいている近隣自治体及び関係事業者の皆さんに、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

次に、施設の復旧につきましては、ごみ焼却施設では、焼損した電源ケーブルの取替えがおおむね終了し、各機器の試運転等を実施しながら、3月から3炉の焼却炉を順次再稼働できるよう工事を進めております。

また、粗大ごみ、不燃ごみを処理する粗大ごみ処理施設の復旧は、調査検証・再発防止対策会議での検討内容や、現在実施中の建物躯体の火災の影響を把握する火害調査の結果を踏まえ整備していくこととし、粗大・不燃のごみ処理は、民間処理場での外部委託を新年度も引き続き継続していくこととなりますが、令和8年度の早い時期からの工事着手に向け、早急に復旧等の方針を決定してまいります。

3点目は、施設整備基本構想についてご報告申し上げます。

本構想は、蕨市、戸田市両市の廃棄物処理を安定して継続できる施設整備に取り組むため、学識経験者、関連団体代表と公募の市民、また、近隣町会・自治会代表の方などから成る基本構想検討委員会を設置し、昨年5月に第1回委員会を開催、構想策定の諮問を行い、5回にわたり検討を進めていただきました。

当委員会では、整備用地の設定、組合各施設の整備方針、施設規模などについて審議され、事業スケジュールについては、火災発生を踏まえ、施設の復旧を最優先とするため、新施設整備に向けた作業は一時休止とし、粗大ごみ処理施設の復旧完了後に再開していくことが示されております。

現在、1月26日からの素案に対するパブリックコメントを行い、2月24日まで意見の募集をしているところであり、最終的に委員会より答申を受け、基本構想を策定してまいりたいと考えております。

なお、基本構想検討委員会の概要及び議事録については、組合のホームページにおいて公開しておりますので、策定の経過をご確認いただければと存じます。

4点目は、ISO14001の更新審査についてご報告申し上げます。

これは、組合が取り組んでおります国際規格であります、環境マネジメントシステム14001の外部機関による3年ごとの審査となります。

去る1月28日からの3日間で、専門機関である一般財団法人日本品質保証機構による審査を受け、特に指摘事項はなく、組合の取組は環境に十分配慮し、適正に管理されているとされました。

5点目は、回収された主なる資源物に係

る1月から3月までの第4四半期分の売却価格の入札結果についてご報告申し上げます。

各品目の1キログラム当たりの単価は、スチール缶44円56銭1厘、アルミ缶369円5銭、ペットボトル43円56銭となりました。

直近の第3四半期の入札価格と比較いたしますと、3品目とも3円96銭から31円35銭の増額となりました。

特に、アルミ缶は、平成14年度から売払いを行っておりますが、過去最高の金額であり、前年度と比較しても収入の大きな落ち込みはないものと考えております。

以上、管理者報告といたします。

---

#### ◎管理者提出議案の一括上程

○そごう拓也議長 これより管理者提出議案の上程に入ります。

今議会に提出された議案は、人事案1件、条例案4件、予算案2件の計7件であります。

件名を書記が朗読いたします。

〔書記朗読〕

議案第1号 蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任の同意について

議案第2号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 蕨戸田衛生センター組合公

告式条例の一部を改正する条例

議案第6号 令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第4号）

議案第7号 令和8年度蕨戸田衛生センター組合会計予算

○そごう拓也議長 以上、朗読のとおりであります。

---

#### ◎管理者提出議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○そごう拓也議長 これより議案第1号「蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任の同意について」を議題とし、先議いたします。

本案は、矢澤青河議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、矢澤青河議員の退席を求めます。

〔17番 矢澤青河議員 退席〕

○そごう拓也議長 提出者の説明を求めます。  
頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 ただいま上程になりました議案について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、組合議会議員のうちから選出する監査委員の選任の同意についてであります。

今回、戸田市議会選出議員の改選に伴いまして、議会選出の監査委員が欠員となっておりますので、戸田市議会から推薦をいただきました矢澤青河議員を監査委員として選任するため、ご同意を求めます。よろしくお願いいたします。

○そごう拓也議長 お諮りいたします。

本案は、質疑を終結し、委員会付託を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思

ますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○そごう拓也議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

討論を終結し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○そごう拓也議長 ご異議なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本案は、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○そごう拓也議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

矢澤青河議員の出席を求めます。

〔17番 矢澤青河議員 出席〕

○そごう拓也議長 この際、同意を得ました矢澤青河議員にご挨拶をお願いいたします。

〔17番 矢澤青河議員 登壇〕

○17番 矢澤青河議員 昨年に引き続き、監査を拝命いたしました矢澤青河でございます。

改めてその職責に身を引き締める思いでございます。戸田市、蕨市両市の組合運営のため、誠心誠意職務に邁進してまいりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎管理者提出議案第2号から議案第7号の説明

○そごう拓也議長 次に、議案第2号から議案第7号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 ただいまは監査委員の選任にご同意をいただきまして、誠にありが

とうございます。

それでは、引き続きまして、議案第2号から議案第7号までの提案理由を申し上げます。

まず、議案第2号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、人事院勧告を受けての国家公務員の給与改定に準じ、蕨市及び戸田市の議員報酬に係る条例の改正が行われましたので、これに準拠し、改正を行うものであります。

改正の内容は、組合議員に6月と12月に支給しております期末手当の支給割合を2.25月から0.025月分引き上げ、2.275月とするものであります。これより、年間での支給割合は4.5月から0.05月分引き上げ、4.55月となります。

なお、施行は令和8年4月1日からとしております。

次に、議案第3号「蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、議案第2号と同様に、管理者及び副管理者に支給している期末手当に関し改正を行うものであります。

改正の内容は、6月と12月に支給している期末手当の支給割合を2.1月から0.025月分引き上げ、2.125月とするものであります。

これにより、年間での支給割合は4.2月から0.05月分引き上げ、4.25月となります。

こちらについても、施行は令和8年4月1日としております。

次に、議案第4号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案についても、人事院勧告を受けての国家公務員の給与改定に準じ、蕨市及び戸田市において職員の給与条例が改正されましたので、当組合におきましてもこれに準拠し、改正を行うものであります。

また、今回の改正に合わせ通勤手当に関する規定の改正を行うものであります。

改正内容は、職員の給与について、若年層の職員に重点を置きつつ、他の職員も引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員を含めた職員の給料月額を平均3.3%、金額では7,400円から1万2,000円引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当について、令和7年12月支給分の支給割合を0.025月分引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員は、期末、勤勉手当それぞれ、期末手当は1.25月から1.275月に、勤勉手当は1.05月から1.075月に改正し、定年前再任用短時間勤務職員は、期末手当は0.7月から0.725月に、勤勉手当は0.5月から0.525月に改正するものであります。

令和8年度以降は、6月、12月支給分ともに支給割合を均等に配分して支給するため、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員は期末手当を1.2625月に、また、勤勉手当を1.0625月に改正し、定年前再任用短時間勤務職員は期末手当を0.7125月に、また、勤勉手当を0.5125月に改正するものであります。

これにより、年間での期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は0.5月分引き上げ、職員は4.65月に、定年前再任用短時間勤務職員は2.45月となります。

また、通勤手当に関する規定については、20キロメートル以上の自動車等使用者に対し、支給額を引き上げるものであります。

なお、施行は公布の日からとし、給料月額及び通勤手当に係る改正は、令和7年4月1日から適用、また、令和7年12月支給分の期末、勤勉手当に係る改正は、令和7年12月1日から適用とし、令和8年度以降の支給分に係る期末、勤勉手当は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第5号「蕨戸田衛生センター組合公告式条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、条例、規則及び規程の公布に関して改正を行うものとなります。

公布については、組合の掲示場及び蕨市、戸田市の公告式条例に定める掲示場に掲示し、公布を行うこととなっております。

今回、戸田市において、ホームページでの公布を可能とするため、公告式条例の改正を行うことに伴い、それに対応するため規定を改正するものとなります。

次に、議案第6号「令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第4号）」について申し上げます。

今回の補正予算では、第1条について、歳入歳出それぞれに1億7,424万4,000円を追加し、補正後の予算額を63億5,043万6,000円にしようとするものであります。

第2条、繰越明許費は、火災の影響に伴い、2件の事業が年度内に終了しない見込みであることから、予算措置をするものであります。

まず、歳入につきましては、第1款分担金及び負担金で1億3,749万8,000円の増額を予定しております。

なお、施設整備基金分担金につきましては、両市7,500万円ずつ計上し、1億5,000万円としております。

第2款使用料及び手数料は、令和7年度前期は、事業系ごみの搬入量が増加していることから、廃棄物処分手数を1,952万7,000円増額しております。

第3款財産収入について、1項財産運用収入では、施設整備基金の運用益を増額し、2項財産売払収入では、火災により損傷した電気ケーブルを売り払った収入があったため増額。

第5款諸収入は、1項雑入、1目回収資源売払金では減額と見込んだものの、全体では193万8,000円の増額であります。

一方、歳出につきましては、第2款総務費では、給与改定による人件費の増加、第3款衛生費では、発電停止による購入電力量が増加したことなどにより増額補正するものとなります。

第5款の諸支出金につきましては、施設整備基金の積立てとなり、組合分担金と市場公募地方債及び定期預金で運用した利子の増額分を補正するものであります。

次に、議案第7号「令和8年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」について申し上げます。

令和8年度予算は、歳入歳出予算の総額を31億4,484万円にしようとするもので、前年度と比較いたしますと6億6,341万3,000円、率にして26.7%の増額となります。

まず、歳入につきましては、第1款分担金及び負担金の組合分担金は、対前年度比4億9,322万7,000円の増額を予定しております。

なお、施設整備基金分担金は、前年度よ

り1億円増額の2億5,000万円を計上しております。

次の第2款使用料及び手数料につきましては、令和8年4月より、事業系ごみの廃棄物処分手数を10キログラム当たり220円から297円に改定することから、前年度比で1億4,658万4,000円増額といたしました。

第3款財産収入では、財産運用収入として施設整備基金の運用による収入。また、補修工事で発生が見込まれるスクラップ売払収入の科目であります。

第4款繰越金は、前年度と同額の3,000万円を計上いたしました。

第5款諸収入は、対前年度比1,369万4,000円の増額であります。増額の要因は、1目回収資源売払金となり、破碎鉄の計上はないものの、主要品目であるアルミ缶の売払い単価が高値で推移していることによります。

一方、歳出について、前年度と比べますと、第1款議会費は20万8,000円、第2款総務費は4,238万5,000円、第3款衛生費は2億6,882万4,000円、第4款公債費は2億4,208万8,000円と、各款とも増額であります。

第5款諸支出金につきましては、施設整備基金分担金の2億5,000万円と基金の運用益相当分を計上しております。

第6款予備費は、前年度と同額の3,000万円といたしました。

以上、議案第6号と第7号について概要をご説明申し上げましたが、事務局より詳細説明をいたしますので、よろしくお聞き取りをお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

○そごう拓也議長 続いて、詳細説明を求めます。

根津事務局長。

〔根津賢治事務局長 登壇〕

○根津賢治事務局長 私からは、まず、議案第6号「令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第4号）」の詳細につきましてご説明いたします。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算それぞれに1億7,424万4,000円を追加し、総額を63億5,043万6,000円とするものです。

第2条の繰越明許費については、4ページをお開きください。

第3款衛生費、1項清掃費の給水ポンプ点検整備委託料と焼却炉耐火物補修工事の2件の事業について、年度内に終了しない見込みであることから、予算措置をするものでございます。

次に、内訳についてご説明いたしますので、8ページをお開きください。

歳入よりご説明いたします。

第1款分担金及び負担金は1億3,749万8,000円を増額し、基金分を含めた総額は33億9,220万7,000円となります。

内訳は、1節組合分担金では1,250万2,000円の減額、2節施設整備基金分担金では両市7,500万円ずつ、合計で1億5,000万円を計上いたしました。

次の第2款使用料及び手数料、1項手数料1,952万7,000円の増額は、事業系ごみ搬入量の実績と見込みによるものです。

第3款財産収入、1項財産運用収入756万5,000円の増額は、施設整備基金の運用益となります。

9ページをご覧ください。

2項財産売払収入771万6,000円の増額は、火災により損傷した電気ケーブルを売り払った収入でございます。

次の第5款諸収入、1項雑入、1目回収資源売払金は17万6,000円の減額です。

主な理由は、主要品目であるアルミ缶の売払い単価が実績において高値となり、売払金の増額があった一方、稼働停止により、破碎鉄、焼却鉄の売払いがなくなったこと、また、その他品目においては実績数量の減によるものとなります。

10ページをご覧ください。

次の2目電力売払収入150万5,000円は、実績等に合わせて増額でございます。

次の4目雑入は60万9,000円の増額で、日本容器包装リサイクル協会からのペットボトル搬出に伴う再商品化合理化拠出金配分金があったことなどとなります。

以上で歳入のご説明を終わります。

続いて、歳出についてご説明いたしますので、11ページをご覧ください。

第1款議会費、1項1目議会費は、全体で30万9,000円の減額です。議会視察の中止に伴う減額となります。

次の第2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、全体で1,193万1,000円の増額です。

1節報酬から12ページ、4節共済費までは、給与改定及び実績と見込みによるものです。

12節委託料は、契約差金による減額と、ホームページ管理システム更新委託料では、ホームページサーバーのセキュリティー更新に伴い、ウェブサイトの編集ソフトの更新などの必要が生じたため計上するものでございます。

14節工事請負費は、工場棟屋根防水等

工事を1年間先送りにしたことにより、減額といたしました。

18節負担金、補助及び交付金の増額は、戸田市からの課長補佐級職員派遣に係る負担金となります。

13ページをご覧ください。

次に、第3款衛生費についてご説明いたします。

1目清掃総務費は、10節需用費で958万2,000円の増額となります。光熱水費電気料において、発電停止に伴う場内使用量電力増加分の費用となります。

2目塵芥処理費では、12節委託料でごみ処理施設運転管理委託の業務変更に伴い471万9,000円の減額となります。

5目リサイクルフラワーセンター運営費は、10節需用費で19万4,000円の増額となります。光熱水費において、火災発生による施設停電により、電力供給が別系統であったフラワーセンターを組合全体で休憩所等に使用し、電力及び上水使用量が増加した費用となります。

次の第5款諸支出金、1項基金費1億5,756万5,000円は、施設整備基金の積立てとなり、組合分担金と基金運用益分の増額となります。

なお、令和7年度末での基金残高は19億3,774万7,937円となります。

以上で「令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第4号）」の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第7号「令和8年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」の詳細についてご説明いたしますので、予算書の1ページをお開きください。

令和8年度の当初予算は、歳入歳出予算の総額を31億4,484万円とするもので、前年度比6億6,341万3,000

円の増額です。

次に、内容についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

まず、第1款分担金及び負担金は22億8,460万2,000円で、前年度比4億9,322万7,000円の増額です。

蕨市は9億8,847万3,000円、前年度比2億1,754万3,000円の増額。

戸田市は12億9,612万9,000円、前年度比2億7,568万4,000円の増額です。

施設整備基金分担金は、両市1億2,500万円ずつの2億5,000万円です。

次に、第2款使用料及び手数料は5億4,980万2,000円で、前年度比1億4,658万4,000円の増額です。

主な理由は、令和8年4月より、処分手数料を10キログラム当たり220円から297円に改定したことによる増加となります。

次の第3款財産収入、1項財産運用収入1,394万6,000円は、施設整備基金の地方債と定期預金による運用収入です。また、2項の財産売却収入、1目物品売却収入は、補修工事などで発生するスクラップ売払いの科目設定でございます。

7ページをご覧ください。

第4款繰越金は、前年度同額で3,000万円を計上いたしました。

次に、第5款諸収入、1項雑入、1目回収資源売払金の2億641万4,000円は、前年度比で1,034万5,000円の増額です。粗大ごみ処理施設停止に伴い、破碎鉄の計上はないものの、主要品目であるアルミ缶の売払い価格が引き続き高値で推移すると見込んでおります。

次に、2目電力売払収入から8ページ、4目雑入までは、実績等に基づき積算した額の計上となります。

以上で歳入の説明となります。

引き続き、歳出をご説明いたしますので、9ページをご覧ください。

まず、第1款議会費1,579万2,000円は、組合議員20名の報酬をはじめとする議会運営に要する経費です。

10ページをお開きください。

次の第2款総務費では、款全体で2億4,289万円となり、前年度比4,238万5,000円の増額です。

1目一般管理費は2億4,229万円で、前年度比4,238万5,000円の増額です。

主なものをご説明いたします。

1節報酬から4節共済費までは、正副管理者、職員21名分及び会計年度任用職員1名分の人件費で、前年度比2,441万7,000円の増額です。

増額の主な理由は、令和7年人事院勧告に基づく給与改定によるものです。

次に、11ページから12ページの10節需用費から13節使用料及び賃借料は、総務課が所管する組合の管理運営上の経常経費となります。

次に、14節工事請負費は4件の工事を予定いたします。工場棟屋根防水等工事は、令和7年度から先送りした工事で、工場棟内の議場と委員会室が雨漏りすることから、屋根の防水工事などを施工するもの。インターネット環境整備工事は、工場棟の一部でインターネットを使用できるよう整備するもの。その他2件は、管理棟事務所に関する工事で、照明LED化と経年劣化による給水管改修工事でございます。

17節備品購入費は、パソコンなどの庁

用器具の購入費用でございます。

13ページをご覧ください。

18節負担金、補助及び交付金は、各負担金を計上するもので、戸田市からの課長補佐級職員派遣に係る負担金など計上のため、節では992万8,000円の増額でございます。

26節公課費は、公害健康被害補償制度の補償給付費用となる汚染負荷量賦課金となります。

次の2目公平委員会費と、次のページの2項1目監査委員費は、それぞれの経常経費でございます。

以上で総務費のご説明を終わります。

続いて、第3款衛生費をご説明いたしますので、15ページをご覧ください。

衛生費全体では20億9,954万1,000円で、前年度比2億6,882万4,000円の増額です。

1目清掃総務費は1億2,627万8,000円で、前年度比346万3,000円の減額です。

10節需用費、光熱水費の電気料において、タービン発電機の4年毎に実施の法定点検に伴い、前年度より補修工事期間が長くなることにより、購入電力量が増加するため、前年度比で1,067万9,000円の増額となります。

11節役務費は、通信運搬費、手数料及び保険料です。通信運搬費では、ごみ処理基本計画の事業系ごみ削減に向けた取組において、令和8年度に事業者向けルールブックの作成、配付を予定するもので、配付に係る費用として計上するものでございます。

12節委託料は、各施設共通の委託9件で、前年度比1,799万4,000円の減額です。令和7年度に実施した施設整備

基本構想策定に係る委託がなくなったことが主な減額要因となり、清掃総務費全体の減額もこちらが要因の一つとなります。

次の13節使用料及び賃借料は、下水道使用料と業務に使用する車両の借上料、また、粗大ごみ、不燃ごみを組合の北側仮置場で受入れしておりますが、委託職員の待機場所として、令和7年度に引き続き、プレハブのレンタル費用などを計上し、節では60万5,000円の増額となります。

16ページをお開きください。

17節備品購入費は、各施設で使用する機械器具の購入費です。

18節負担金、補助及び交付金は、焼却灰等の委託に際し、環境保全協力金として地元自治体へ負担する費用などとなります。

発電側課金は、令和6年度から負担することとなったもので、電力を売り払う場合に送電線の維持管理の費用を、発電事業者が1キロワットアワー当たり28銭を負担する費用でございます。

次に、2目塵芥処理費は16億4,429万5,000円で、前年度比2億7,432万6,000円の増額でございます。

まず、10節需用費は、実績等に基づき積算した額の計上となります。

次に、12節委託料は16件の委託となり、前年度比2億4,356万3,000円の増額でございます。

初めに、粗大ごみ処理施設停止に伴い、令和7年度に引き続き粗大ごみ、不燃ごみは外部に委託することとなりますが、受入れから処分に係る3件の委託についてご説明いたします。

説明欄をご覧ください。

説明欄2番目、粗大ごみ等中間処理委託料は、粗大ごみ、不燃ごみを北側仮置場で受け入れるため、委託職員が常駐し、収集

車両から受渡し、危険物等の仕分、搬出車両への積み込み等を行うものでございます。

次に、説明欄8番目、粗大ごみ等処分委託料は、搬入された粗大ごみ、不燃ごみの運搬、処分を委託するものとなります。

続いて、17ページ、説明欄の1番目、粗大ごみ等破碎積み委託料は、粗大ごみの運搬効率を上げるため、重機で細かくし積み込みを行うため、重機とその作業を委託するものとなります。

そのほか、塵芥処理費の委託につきましては、説明欄、施設運転管理等委託料（ごみ）は、焼却施設の運転管理に関するもの、ごみ処理設備点検整備委託料は、毎年度計画的に整備を行うもので、整備内容により変動するものとなりますが、粗大ごみ処理施設の点検整備がないことなどにより、前年度比1億3,332万円の減額でございます。

続いて、焼却灰埋立処分委託料と焼却灰等資源化委託料は、焼却灰の最終処分の経費であり、埋立分、資源化分ともに2,800トンとなり、合計は5,600トン、前年度比でそれぞれ100トンの減となります。

減量の理由は、粗大ごみ処理施設停止に伴い、破碎後の残渣は焼却しておりますが、それが発生しないためであり、前年度比588万5,000円の減額となります。

説明欄の廃スプリングマットレス資源化委託料及び動物火葬委託料から廃タイヤ資源化委託料までの6件は、それぞれの品目について処理を委託するものでございます。

地下タンク貯蔵所保守点検委託料は、消防法の規定により、灯油タンクの保守点検を実施するものでございます。

説明欄最後の環境影響調査委託料は、粗大ごみ処理施設復旧に係る調査委託となります。

次に、17ページの14節工事請負費をご説明いたします。

工事請負費は、前年度比5,039万1,000円の増額で、2件の工事を予定しております。

1件目のごみ処理設備更新工事は、計画的に設備更新を実施しているもので、共通設備及び廃熱ボイラー設備の工事を予定しております。

2件目の排水処理室コンクリート補修工事は、令和6年度に行った建物コンクリート調査の結果に基づき、床面、天井等劣化箇所の補修工事を実施するものです。

続いて、3目し尿処理費は4,833万9,000円となり、前年度比132万6,000円の減額です。

12節委託料は5件となり、施設の運営管理及び設備の機能維持を図るための点検整備などを行うものとなります。

次に、4目リサイクル促進費は2億726万2,000円となり、前年度比467万7,000円の減額です。

18ページをお開きください。

12節委託料は5件となります。リサイクルプラザ運営管理委託料は、容器包装リサイクル法の基準に基づく選別などの業務を、粗大ごみ再生等委託料は、粗大ごみとして搬入された家具類の再生業務、インターネット販売に使用する写真撮影、当日の受付業務などを委託するもので、火災により停止していた販売を年2回予定しております。

リサイクルプラザ設備点検整備委託料2,970万円は、設備の機能維持のための点検整備を毎年度計画的に行うものとなります。

また、ガラスびん再商品化委託料、廃プラスチック再商品化委託料は、それぞれの

品目をリサイクルするものでございます。

5目リサイクルフラワーセンター運営費は7,336万7,000円で、前年度比396万4,000円の増額です。

12節委託料は、施設運営及び堆肥化装置の点検整備の2件となります。

リサイクルフラワーセンター運営委託料については、埼玉県 lowest賃金が改定されたことなどにより、前年度比287万4,000円の増額です。

以上で衛生費の説明を終わります。

続いて、19ページをご覧ください。

第4款公債費は4億9,267万円となり、前年度比2億4,208万8,000円の増額です。

基幹的設備改良工事借入分とごみ焼却施設復旧工事に伴い借入を行う火災復旧事業債の元金と利子となります。

なお、火災復旧事業債は元金均等方式で借入れ、据置き期間はなしの10年での償還を予定しております。

次に、第5款諸支出金は施設整備基金の積立てであり、組合分担金分の2億5,000万円と基金運用分の1,394万7,000円を積み立てるものです。

第6款予備費は、前年度と同額の3,000万円です。

以上で「令和8年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」の詳細説明を終わります。

○そごう拓也議長 以上をもって提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎管理者提出議案第2号から議案第7号に対する質疑

○そごう拓也議長 これより管理者提出議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑を終結いたします。

---

◎管理者提出議案第2号から議案第  
7号の委員会付託

○そごう拓也議長 これより委員会付託に入  
ります。

お手元に配付してあります委員会付託一  
覧表のとおり、議案第2号から議案第5号  
については総務常任委員会に、議案第6号  
及び議案第7号の各所管事項については、  
総務、業務、両常任委員会に付託いたしま  
す。

---

◎散会の宣告

○そごう拓也議長 以上をもって本日の日程  
は全部終了いたしました。

次回の本会議は、2月16日午前10時  
となります。よろしくご参集をお願いいた  
します。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3時12分散会

---

第 1 日	2月10日 (火)	○委 員 会
第 2 日	2月11日 (水)	○休 会
第 3 日	2月12日 (木)	○休 会
第 4 日	2月13日 (金)	○休 会
第 5 日	2月14日 (土)	○休 会
第 6 日	2月15日 (日)	○休 会

令和 8 年 第 1 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

2 月 1 6 日（月）

令和8年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第7日

令和8年2月16日（月）

議事日程

1. 開 議
2. 一般質問
3. 付託事件に対する委員長報告
4. 委員長報告に対する質疑
  - (1) 議案第2号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
  - (2) 議案第3号 蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例
  - (3) 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - (4) 議案第5号 蕨戸田衛生センター組合公告式条例の一部を改正する条例
  - (5) 議案第6号 令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第4号）
  - (6) 議案第7号 令和8年度蕨戸田衛生センター組合会計予算
5. 討 論
6. 採 決
7. 閉会中の継続審査事項の委員会付託
8. 閉 会

令和8年2月16日(月)

◇出席議員 (18名)

1番 宮下奈美 議員	2番 鈴木慎乃助 議員
3番 金丸けんじ 議員	4番 庄野航二 議員
5番 矢嶋聡子 議員	6番 武下涼 議員
7番 大石圭子 議員	8番 古川歩 議員
9番 鈴木智 議員	10番 比企孝司 議員
12番 宮内そうこ 議員	13番 佐藤太信 議員
14番 小金沢優 議員	15番 三輪なお子 議員
16番 そごう拓也 議員	17番 矢澤青河 議員
19番 遠藤英樹 議員	20番 酒井いくろう 議員

◇欠席議員 (2名)

11番 むとう葉子 議員	18番 斎藤直子 議員
--------------	-------------

◇職務のため出席した者

飯田知和 書記長	浅羽慧 書記
----------	--------

◇説明のため出席した者

頼高英雄 管理者	小柴正樹 囑託
菅原文仁 副管理者	小谷野賢一 囑託
奥田純子 会計管理者	榎戸晃 囑託
根津賢治 事務局長	有里友希 囑託
山本義幸 次長	田熊純也 囑託
甲斐基樹 総務課長	加藤宏之 囑託
上嶋拓 施設課長	香林勉 囑託
	吉野博司 囑託
	細井高行 囑託

寺島 永 嘱 託  
柳瀬 毅 嘱 託

令和8年第1回蕨戸田衛生センター組合議会  
定例会会議録第2号

令和8年2月16日（月曜日）  
午前10時00分開議

◎開議の宣告

○そごう拓也議長 これより本日の会議を開  
きます。

◎議事日程の報告

○そごう拓也議長 本日の議事日程につつま  
しては、ただいまお配りしたとおりであり  
ますので、ご了承願います。

◎一般質問

○そごう拓也議長 これより一般質問に入り  
ます。

一般質問の通告がありませんので、一般  
質問を終結いたします。

◎付託事件に対する委員長報告

○そごう拓也議長 続いて、管理者提出議案  
を議題といたします。

各常任委員長から、審査の経過並びに結  
果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長 13番 佐藤太  
信議員。

〔13番 佐藤太信議員 登壇〕

○13番 佐藤太信議員 おはようございま  
す。

ただいまから総務常任委員会委員長報告  
を行います。

去る2月10日の本会議において、当委  
員会に付託されました案件について、その  
審査の経過概要と結果についてご報告申し  
上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例

案4件、予算案2件であります。

最初に、議案第2号「蕨戸田衛生センタ  
ー組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等  
に関する条例の一部を改正する条例」につ  
いて申し上げます。

本案は、質疑、討論はなく、採決の結果、  
全員異議なく、原案のとおり可決すべきも  
のと決定いたしました。

次に、議案第3号「蕨戸田衛生センター  
組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例  
の一部を改正する条例」について申し上げ  
ます。

本案は、質疑、討論はなく、採決の結果、  
全員異議なく、原案のとおり可決すべきも  
のと決定いたしました。

次に、議案第4号「職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例」について申し  
上げます。

本案は、質疑、討論はなく、採決の結果、  
全員異議なく、原案のとおり可決すべきも  
のと決定いたしました。

次に、議案第5号「蕨戸田衛生センター  
組合公告式条例の一部を改正する条例」に  
ついて申し上げます。

本案は、質疑、討論はなく、採決の結果、  
全員異議なく、原案のとおり可決すべきも  
のと決定いたしました。

次に、議案第6号「令和7年度蕨戸田衛  
生センター組合会計補正予算（第4号）」  
中、当委員会所管事項について申し上げま  
す。

質疑は款ごとに行い、歳入の部について  
の質疑はなく、歳出の部についての質疑に  
入り、第2款総務費の工事請負費について、  
委員より、工場棟屋根防水等工事が先送り  
となった理由について質疑があり、事務局  
より、工場棟の屋上にある三角屋根が老朽  
化により、議場と委員会室で雨漏りが発生

したものを防水等の工事を行うもので、工事の際に、工場棟の外壁に沿って足場の設置が必要であるが、火災の影響により、それが難しくなった。火災の復旧を優先するために、翌年度に先送りすることにしたとの説明がありました。

また、委員より、入札は既に実施していたのかとの質疑があり、事務局より、入札はまだ実施前であったとの説明があり、さらに、委員より、令和8年度のどの段階で工事を実施予定かとの質疑があり、事務局より、4月には契約を行い、早い段階で進めていきたいとの説明がありました。

以上で歳出の部についての質疑は終結し、討論はなく、採決の結果、議案第6号中、当委員会所管事項について、全員異議なく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号「令和8年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」中、当委員会所管事項について申し上げます。

質疑は款ごとに行い、歳入の部についての質疑に入り、第1款分担金及び負担金について、委員より、組合分担金及び施設整備基金分担金について、現在の負担割合となっている根拠について質疑があり、事務局より、組合分担金については、蕨戸田衛生センター組合規約により定められており、議会費及び総務費については、両市で5対5であり、衛生費については、両市の人口割合に、蕨市に6.5%プラスし、戸田市は6.5%マイナスとなっている。

施設整備基金分担金については、施設整備基金条例により定められており、両市5対5となっているとの説明がありました。

また、委員より、議会や正副管理者で負担割合の変更について議題に上がったことはないのかとの質疑があり、事務局より、

現在は出ていないとの説明がありました。

第2款財産収入の利子及び配当金について、委員より、前年度より大幅な増額となっているが、国債の金利上昇の影響によるものと考えられるが、どれほどの見込みとなっているのかとの質疑があり、事務局より、施設整備基金の積立額は約19億3,774万円であり、地方債と定期預金により運用している。地方債は、令和5年度より購入しており、定期預金については、令和8年度は1.1%で見込み、運用益としては1,394万6,000円を計上しているとの説明がありました。

第5款諸収入、電力売払収入について、委員より、前年度より増額が見込まれるが、その要因について質疑があり、事務局より、粗大ごみ処理施設が火災により稼働停止していることで使用電力量が減り、余剰電力量が増加することが主な要因であるとの説明がありました。

他の委員より、アルミ缶売払代金について、売り払う重量を増やす取組は検討しているのかとの質疑があり、事務局より、不燃ごみ等に混ぜて排出されることがあるため、分別を徹底することで増加につながると考えているとの説明がありました。

また、委員より、火災の原因においても分別が不十分であったことが考えられるが、火災以後、市民も分別に几帳面に取り組んでいる。分別の徹底については、周知を希望しているとの要望がありました。

以上で歳入の部の質疑を打ち切り、歳出の部についての質疑に入り、第2款総務費の工事請負費について、委員より、工場棟インターネット環境整備工事について、工事の目的と対象者について質疑があり、事務局より、整備する場所は工場棟4階議場及び委員会室、2階研修室、1階プラット

フォーム監視室となっている。議場及び委員会室では、議員や職員が議会等で使用することを想定しているとの説明がありました。

また、委員より、管理棟照明LED化工事について、蛍光灯の生産が終了することを想定してだと思われるが、消費電力量や二酸化炭素排出量の削減等についてはどのように見込んでいるかとの質疑があり、事務局より、今回の工事は、委員がご指摘のように、蛍光管の生産終了に対応するためのものであるとの説明がありました。

さらに、委員より、LEDはリースか、一括償還かとの質疑があり、事務局より、一括償還であるとの説明がありました。

他の委員より、管理棟給水管改修工事について、昨年7月の火災の影響によるものかとの質疑があり、事務局より、昨年6月に給水管の老朽化による漏水があり、建物の外側に給水管を布設する工事であるとの説明がありました。

第4款公債費について、委員より、火災事故の復旧事業の工事費は含まれているかとの質疑があり、事務局より、元金の内訳としては、令和元年度から令和4年度に実施した基幹的設備改良工事によるものと、火災復旧事業債が含まれている。金額としては、基幹的設備改良工事に係るものが2億4,902万6,562円、火災復旧事業債は2億1,120万円であるとの説明がありました。

他の委員より、火災復旧事業債の借入れの条件について質疑があり、事務局より、元金均等方式により、金利は1.5%で想定しているとの説明がありました。

以上で歳出の部の質疑を打ち切り、討論はなく、採決の結果、議案第7号中、当委員会所管事項について、全員異議なく、本

案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○そごう拓也議長 続きまして、業務常任委員会委員長 10番 比企孝司議員。

〔10番 比企孝司議員 登壇〕

○10番 比企孝司議員 ただいまから業務常任委員会委員長報告を行います。

去る2月10日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、予算案2件であります。

最初に、議案第6号「令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第4号）」中、当委員会所管事項について申し上げます。

本案は、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第6号中、当委員会所管事項について全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号「令和8年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」中、当委員会所管事項について申し上げます。

質疑は、目ごとに行い、まず、第2目塵芥処理費について、委員より、前年度と比較して約2億7,000万円の増額となっているが、おおむね火災事故の対応に伴うものかとの質疑があり、事務局より、主に火災事故の対応となり、内訳は、粗大ごみ等中間処理委託料、粗大ごみ等処分委託料、粗大ごみ等破碎・積込委託料になるとの説明がありました。

他の委員より、財源内訳の特定財源、その他が約5,000万円となっているが、

その詳細について質疑があり、事務局より、歳入の電力売払収入を特定財源としているとの説明がありました。

他の委員より、環境影響調査委託料の調査内容や項目、調査結果の公表方法について質疑があり、事務局より、粗大ごみ処理施設を復旧するに当たり、周辺的生活環境への影響について調査し、埼玉県へ報告するものであり、調査項目は、騒音、振動等になる。調査結果は公告縦覧し、パブリックコメントを行う形で計画しているとの説明がありました。

他の委員より、粗大ごみと不燃ごみの処理状況について質疑があり、事務局より、北側のヤードを使用し、問題なく搬入・搬出を行っており、次年度についても問題なく処理できるとの説明がありました。

また、委員より、北側のヤードの状況と粗大ごみについて、蕨市、戸田市への収集の抑制をしていないかとの質疑があり、事務局より、搬入・搬出のバランスを調整しながらスムーズに処理できているが、今後、コンクリートヤード壁で保管スペースを整備する予定がある。また、収集の抑制をするような状況にはなっておらず、両市に抑制の依頼もしていないとの説明がありました。

他の委員より、粗大ごみ処理施設停止に伴う3つの事業について、人員体制や費用の内訳について質疑があり、事務局より、1つ目の粗大ごみ等中間処理委託料は、施設稼働時に運転管理とともに委託している業務であり、同様の人員を予定している。内訳は、人件費が主である。

2つ目の粗大ごみ等処分委託料は、運搬と焼却処分を委託するものであり、運搬費と処分費が主である。

3つ目の粗大ごみ等破碎・積込委託料は、

破碎処理と運搬車両への積込みを委託するものであり、内訳は、重機レンタルと、操作するオペレーターの人件費が主であるとの説明がありました。

また、委員より、粗大ごみ等中間処理委託料と、従来の運転管理との作業量や作業内容との違いについて質疑があり、事務局より、運転管理のときは、通常稼働人員は8名であり、施設稼働中も不適物の排除業務は行っていた。作業場所が北側のヤードになり、作業工程も変わっているが、現在の人員で問題ないと判断しているとの説明がありました。

さらに、委員より、作業内容が大変な部分もあるため、夏場の熱中症対策等を行うなど、適宜配慮するよう要望がありました。

他の委員より、令和8年度予算には、処理困難物処分委託料は含まれていないが、処分困難物がたまった経緯について質疑があり、事務局より、処分困難物は、本来収集できないものが不法投棄等されたもので、組合に運び込まれたものであり、組合でも処理できないため、北側の空き地に保管していたとの説明がありました。

次に、第5目リサイクルフラワーセンター運営費について、委員より、リサイクルフラワーセンター運営委託料が300万円ほど増額している理由について質疑があり、事務局より、埼玉県の最低賃金が改定されたことによる人件費の増加によるものとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第7号中、当委員会所管事項について、全員異議なく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、業務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○そごう拓也議長 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

---

◎休憩の宣告

○そごう拓也議長 委員長報告に対する質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

◎再開の宣告

○そごう拓也議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎委員長報告に対する質疑

○そごう拓也議長 これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

---

◎休憩の宣告

○そごう拓也議長 討論通告受付のため、暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

◎再開の宣告

○そごう拓也議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎討論、採決

○議案第2号の採決一可決

○議案第3号の採決一可決

○議案第4号の採決一可決

○議案第5号の採決一可決

○議案第6号及び議案第7号の採決一可決

○そごう拓也議長 これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第2号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありますので、発言を許します。

2番 鈴木慎乃助議員。

[2番 鈴木慎乃助議員 登壇]

○2番 鈴木慎乃助議員 日本維新の会、鈴木慎乃助です。

議案第2号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論させていただきます。

また、議案第3号「蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例」についても、同様の理由で反対させていただくことも併せて表明いたします。

この条例は、議員報酬、期末手当を引き上げようとするものです。

我々議員は、市民の皆様からお支払いいただいている税金で生活させてもらっている立場の人間です。現在、多くの市民の方が生活に余裕がなく、日々節約をしなければならない、そういった方が本当に多いと思います。

生活が苦しい中で、必死に税金を納めていただいていることを踏まえると、我々議員の報酬の引上げは行わずに、現在のまま、据え置くことが望ましいと考えます。

まだまだ勉強不足ではございますが、心ある議員の皆様、ご理解賜りますようお願い申し上げます、反対討論を終わらせていただきます。

○そごう拓也議長 以上で通告による討論を終わります。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○そごう拓也議長 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号「蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○そごう拓也議長 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○そごう拓也議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原

案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号「蕨戸田衛生センター組合公告式条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○そごう拓也議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号「令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第4号）」及び議案第7号「令和8年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案2件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案2件を各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○そごう拓也議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案2件は各委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続審査事項の委員会付託

○そごう拓也議長 次に、議会運営委員会委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付の閉会中継続審査事項表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りいたします。

本案は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○そごう拓也議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○そごう拓也議長 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和8年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時26分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長             そごう 拓 也

副 議 長         古 川       歩

署名議員         比 企 孝 司

署名議員         酒 井いくろう